Osaka University Knowledge Archive

Title	日本における外国人に対する言語政策の諸問題並びにその改善策について
Author(s)	Woo, Wai Sheng
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/50217
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

【５】

氏　　名	WOO WAI SHENG（ウー ワイ シェン）
博士の専攻分野の名称	博　士（言語文化学）
学　位　記　番　号	第　２５７５３　号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 言語文化研究科言語文化専攻
学　位　論　文　名	**日本における外国人に対する言語政策の諸問題並びにその改善策について**
論文審査委員	（主査） 教　授　細谷　行輝 （副査） 教　授　西口　光一　　准教授　山下　　仁

論　文　内　容　の　要　旨

日本に在住しているニューカマーと呼ばれる外国人住民の人口が増加し、多国籍化が進み、多言語化が進行している。このような状況の中で日本語に不自由している外国人住民が行政サービスが受けられないなど、様々な場で情報弱者になり、不利益を被っていることが問題視されている。

この問題の対策として、地方自治体レベルでは、地方自治体の多言語化、すなわち多言語サービスが展開されている。一方、国レベルでは、例えば、総務省が2006年に「多文化共生推進プログラム」を打ち出しており、地方自治体において検討が必要な多文化共生施策の一つとして「コミュニケーション支援」が挙げられている。具体的には、地域における情報の多言語化と、日本語・日本社会学習支援である。しかし、多言語化が進んだとしても、言語数が不均一、少数派の言語が取り残される、といった課題は残る。そこで、多言語サービスの補完案としての「やさしい日本語」が注目されている。「やさしい日本語」は、日本語に不慣れな外国人住民に情報を発信する際、難解な単語を分かりやすい単語に言い換えたり、漢字にルビを振ったり、複雑な文の構造を簡単にしたりする、阪神淡路大震災以後に考案された日本語の表現法である。

本研究は上述の問題やそれに対して行われている対策を踏まえ、言語政策に何ができるかを考えることを主な目的としているものである。具体的には、言語政策に関する理論的考察、外国人住民を対象とした言語政策の実態・問題点、その問題点の改善に向けての考察の3本柱によって論を進めていく。それに先立ち、本研究の作業仮説および研究目的を述べる。

作業仮説として以下の2点をたてる。

・日本における言語政策としての言語サービスはどのような意味で外国人住民にとって役に立つものになるか。これは言語政策における席次計画・実体計画に当たる。

・地方自治体において言語サービスが提供されるためには、どんな戦略が必要となるのか。これは言語政策における普及計画に当たる。

一方、本研究における研究目的は次の3点とする。

・言語政策としての言語サービス、特に「やさしい日本語」の可能性を考える。

・公的機関である地方自治体における言語サービスの実態及び地方自治体の抱えている問題点を究明し、その解決策について考察する。

・外国人住民ばかりではなくそのほかの情報弱者に研究成果を還元するための方法を考察する。

言語政策に関する理論的考察では、まず、言語政策の定義を「地方自治体が日本語に不自由している外国人住民に理解可能な言語を用いて当該の地方自治体内で言語サービスを提供すること」とし、政策の領域は地方自治体で、内容は「選択・使用」と、「規範化」を中心とした。次に、多言語社会の分類を確認し、日本は複数の分類に該当していることを述べた。その次に、多言語化に伴う言語政策のパラダイム・シフト、国民国家型から多言語化型へと移行することを述べた。つまり、国民国家型と比較する際に多言語化型の言語政策は政策の主体と対象者は多元化しており、政策の対象言語も単一でなくなっていることに加え、コーパス計画が純化・標準化から簡易化に変わり、政策の領域も範囲が拡大していることが挙げられる。続いて、外国人に対する日本の言語政策を「標準主義と言語教育政策」、「地方自治体」、「外国籍住民への政策」、「非標準語政策の必要性」、「日本における言語レジーム」、という5つの関連分野から論じてみた。本研究では、外国籍住民の母語による言語サービスを主に、「やさしい日本語」を補完するものとする。両者が相互補完することによって言語サービスが更に充実していくことを理想的な言語政策として目指すべきものと考えている。

外国人住民を対象とした言語政策の実態・問題点を洗い出すために、まず、大阪府を事例に、地方自治体における言語サービスとしての「やさしい日本語」の取組みについての調査を行った。調査は大阪府内の24地方自治体から協力を得て2009年2月24日から同年3月末まで実施した。アンケートの項目は次の通りである。「やさしい日本語」の取組みの名称及びその内容、期間、始まった契機、目的及び対象、規模、参考モデルの有無、「やさしい日本語」を用いた資料を作成する際の参考資料の有無及びその問題点。この24地方自治体の中で、「やさしい日本語」の取組みがあると回答し、かつその取組みが「難解な単語を分かりやすい単語に言い換えたり、漢字にルビを振ったり、複雑な文の構造を簡単にしたりする」に1つ以上該当している地方自治体は3つあった。

次に、上記の大阪府内の3つの地方自治体に加え、他地域の地方自治体やNGOなどで用いられている「やさしい日本語」を分析した。分析から、多様な主体によって作成された「やさしい日本語」に多くの変種があることが分かった。「やさしい日本語」の機能性を向上させるために、外国人住民の母語や出身地域等の差異を考慮する必要があり、日本語の表記体系を考えると、漢字圏と非漢字圏別に「やさしい日本語」を再構築すべきと考える。漢字圏の人々のために漢字を多用する「やさしい日本語」を提供する、ということが考えられる。代表的な漢字圏出身者の中国語を母語とする外国人住民を対象にした漢字を多用するやさしい日本語のメリットとして次の2点が挙げられる。

・日本語と中国語の文字言語の特性、つまり漢字が使用されていることによって「受動的多言語使用」が可能となる、

・外国人住民の人口の約1/3強を漢字圏出身者が占めている

しかし、漢字を多用するやさしい日本語を考えるにあたり、いくつかの問題点がある。それは漢字で表記される語彙の理解度と漢字の字体という問題である。具体的には、漢字を多用することで果たして理解度が増すのか、漢字の字形にどれぐらいの差異があるのか、ということを考えなければならない。これらを検討するために、次のいくつかの調査を行った。

まず、漢字で表記される語彙の理解度については、「やさしい日本語」の目安である日本語能力試験3級の漢字で表記される語彙1343語を、十分に理解できるものと理解できないものに分類した。全体的にみると、理解可能なものが約7割で、理解できないものが約3割を占めている。約3割というのは多数ではないものの、看過できる数値ではないと考えている。

次に、漢字の字体については、4級から1級までの2040字を対象に中国語の簡体字と比較した上で、字体の差異が顕著なものを選出し、その比率を算出した。4級以外、字体の差異が顕著なものの比率が約1割から1.5割弱ということが明らかになった。

漢字で表記される語彙と漢字の字体に関する調査結果を受け、代表的な漢字圏出身者の中国語を母語とする外国人住民が、日本での生活において、日中同形語をどのように意識し、受容しているのかを知るために、簡単な聞き取り調査を行った。その結果は次の通りである。

・漢字で表記される語彙については、意味領域が重複するものが最も難しいことと、異型のものは意識するため、最初は戸惑うが、覚えやすいことが共通する。

・漢字を多用するやさしい日本語については、漢字＋ふりがな、という形式が望まれる。

・日中漢字の字体の差異は、読む場合においてはそれほど問題ではない。

上述の全ての調査を踏まえたうえで、漢字圏出身者向けの漢字を多用する「やさしい日本語」を構築するにあたり、問題点や注意点を文字表記レベル、語彙レベル、文章レベルに分けて述べ、具体的な構築を試みた。これは3本柱のうちの「問題の改善に向けての考察」に当たる。

まず、文字表記レベルにおいては、漢字の使用に制限を加えない。これは、日本語の漢字と中国語の漢字に字体の差異はあるものの、中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査で明らかになったように、字体の差異は読むにはそれほど大きな問題ではなかったためである。但し、漢字にふりがなをふることは必要である。それは、「漢字＋ふりがな」という組み合わせが望まれるということが、日本在住の中国語を母語とする外国籍住民への聞き取り調査で明らかになったためである。次に、語彙レベルにおいては、漢字の使用によって、意味の類推が可能であるため、文字表記レベルと同様に、基本的には制限しない。但し、抽象的な概念を表す名詞などは、意味的なオーバーラップがあるため、注意が必要である。とりわけ、「十分に理解できないもの」を取り扱う際に、言い換えや短い説明を付

け加える必要がある。文章を作成する際に、ある語彙が「十分に理解できないもの」であるかどうかを判断するものとして一覧表が必要である。そのため、その一覧表を名詞、形容詞・形容動詞、動詞の順に作成した。一方、文章レベルにおいては、「表現」と「用言の活用」の2点に焦点を当て、漢字による表記でも理解度を増さないいくつかの例を示した。

本研究の意義は、社会言語科学会の初代会長である徳川宗賢氏が提唱したWelfare linguistics（福祉言語学）の一環としての言語政策論の構築と、外国人住民や高齢者、障害者などを含めた情報弱者の視点からの言語政策論の構築の2点にあると考えている。

以上

論文審査の結果の要旨

日本に在住しているニューカマーと呼ばれる外国人住民の人口が増加し、多国籍化が進み、多言語化が進行している。このような状況の中で日本語に不自由している外国人住民には行政サービスが受けられないなど、様々な場で情報弱者になり、不利益を被っていることが問題となっている。本論文は、この問題に対して社会言語学の観点からいくつかの問題を明らかにし、先行研究を踏まえ、今後の言語政策に何ができるかを考察することを主たる目的としている。

言語政策に関する理論的考察では、まず、本研究で扱う言語政策の定義を「地方自治体が日本語に不自由している外国人住民に理解可能な言語を用いて当該の地方自治体内で言語サービスを提供すること」とし、政策の領域は地方自治体で、内容は「選択・使用」と、「規範化」を中心としていることをあきらかにし、次に、多言語社会の種類をいくつかに分類し、日本が複数の分類にまたがっていることを確認している。続いて、外国人に対する日本の言語政策を「標準主義と言語教育政策」、「地方自治体」、「外国籍住民への政策」、「非標準語政策の必要性」、「日本における言語レジーム」という5つの関連分野から論じている。

外国人住民を対象とした言語政策の実態・問題点を洗い出すために、まず、大阪府を事例に、地方自治体における言語サービスとしての「やさしい日本語」の取組みについての調査を行っている。次に、大阪府内の地方自治体に加え、他地域の地方自治体やNGOなどで用いられた「やさしい日本語」を分析する。その結果、日本語と中国語の文字言語の特性、つまり漢字が使用されていることによって「受動的多言語使用」が可能となること、外国人住民の人口の約1/3強を漢字圏出身者が占めていることなどに注目した上で、漢字を多用するやさしい日本語の可能性が取り上げられている。

本論の中心は、漢字圏出身者向けの漢字を多用する「やさしい日本語」を構築するにあたり、その問題を文字表記レベル、語彙レベル、文章レベルに分けて述べ、具体的な構築を試みている点にある。文字表記レベルにおいては、漢字の使用にも語彙レベルにおいても制限を加えない、といった斬新な提案がなされている。

本論文は、多言語化が進む日本に在住している外国人の抱えている言語問題を言語政策という観点から理論的考察と共に、言語政策の実態と問題点を把握するために地方自治体および外国人に聞き取り調査を行うことによって、問題の改善に向けての具体的な提案をなしたものである。

本論文の最大の意義は、日本に在住している外国人のうち、先行研究では看過されがちな中国語を母語とする外国人に焦点を当て、Welfare linguistics（福祉言語学）の精神に即した考察を行ったところにある。日本に在住している中国語を母語とする外国人が日本で生活する上で直面している言語問題を、日中同形語や漢字の形といった具体的な側面を取り上げ、理論的考察のみならず、インタビュー調査も実施したうえ、地方自治体などが言語政策の一環として言語サービスを提供する際に見られる問題点を指摘し、改善策を提案した点で、学界へ寄与するところ大と認められる。一方、日本における外国人への言語政策のあり方について、包括的な考察が十分になされているとは言い難いが、本論文全体の学術的価値を損なうものではない。

以上のように、本論文は博士（言語文化学）の学位論文として十分価値あるものと認める。